

議 第 六 号

仙台市債権管理条例(案)

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び仙台市議会議規則第十四条第一項の規定により提出します。

平成二十八年九月七日

提 出 者

議 員 花 木 則 彰

” 嗟 峨 サダ子

” ふるくぼ 和 子

” ふなやま 由 美

” 高 見 のり子

” 庄 司 あかり

賛 成 者

議 員 すげの 直 子

仙台市議会議長  
岡 部 恒 司 様

## 仙台市債権管理条例

### (目的)

第一条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、市の債権の管理の適正化を通じて健全な財政運営及び市民生活の安心の確保に資することを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 市の債権 金銭の給付を目的とする本市の権利をいう。

二 強制徴収債権 市の債権のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定に基づく徴収に係るものその他法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分为例により処分することができる徴収に係るものをいう。

三 非強制徴収債権 市の債権のうち、強制徴収債権以外のものをいう。

### (他の法令等との関係)

第三条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

### (市長等の責務)

第四条 市長及び地方公営企業の管理者(以下「市長等」という。)は、市の債権の管理に関する事務について、法令又は条例若しくは規則の定めるところに従うとともに、この条例の目的を達成するよう、その発生原因及び内容に応じて適正に処理しなければならない。

### (台帳の整備)

第五条 市長等は、市の債権を適正に管理するために必要な事項として規則で定める事項を記載し、又は記録した台帳を整備しなければならない。ただし、市長等が必要がないと認めるときは、この限りでない。

### (督促)

第六条 市長等は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

### (強制徴収債権の滞納処分等)

第七条 市長等は、強制徴収債権について、法令の定めるところにより、滞納処分その他保全及び取立てに關し必要な措置を執らなければならない。

2 市長等は、強制徴収債権について、法令の定めるところにより、徴収の猶予、財産の換価の猶予又は滞納処分等の執行の停止をすることができる。

### (非強制徴収債権の強制執行等)

第八条 市長等は、非強制徴収債権(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十条第四項第三号から第八号までに規定するものを除く。以下この条から第十三条までにおいて同じ。)について、第六条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されなるときは、次の各号に掲げる措置を執らなければならない。ただし、第十一条の措置を執る場合又は第十二条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

一 担保の付されている非強制徴収債権(保証人の保証がある非強制徴収債権を含む。)については、当該非強制徴収債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続を

執り、又は保証人に対して履行を請求すること

二 債務名義のある非強制徴収債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手續を執ること

三 前二号に該当しない非強制徴収債権(第一号に該当する非強制徴収債権で同号の措置を執つてなお履行されないものを含む。)については、訴訟手續(非訟事件の手續を含む。)により履行を請求すること

(非強制徴収債権の履行期限の繰上げ)

第九条 市長等は、非強制徴収債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)第七十一条の六第一項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(非強制徴収債権の申出等)

第十条 市長等は、非強制徴収債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知つた場合において、法令の規定により本市が債権者として配当の要求その他非強制徴収債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置を執らなければならない。

2 前項に規定するもののほか、市長等は、非強制徴収債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供(保証人の保証を含む。)を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続を執る等必要な措置を執らなければならない。

(徴収停止)

第十一条 市長等は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、令第七十一条の五各号のいずれかに該当するとき又は債務者が著しい生活困窮状態(生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けているとき又はこれに準ずる状態をいう。第十四条第一項第五号において同じ。)にあり、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

(履行延期の特約等)

第十二条 市長等は、非強制徴収債権について、令第七十一条の六第一項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。

(免除)

第十三条 市長等は、非強制徴収債権について、令第七十一条の七の規定により当該非強制徴収債権及びその履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金(次条第一項において「損害賠償金等」という。)を免除することができる。

(市の債権の放棄)

第十四条 市長等は、非強制徴収債権(第二号に掲げる場合にあつては、時効による消滅について時効の援用を要する非強制徴収債権)について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該非強制徴収債権及び損害賠償金等に係る非強制徴収債権を放棄することができる。

一 破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百五十三条第一項本文その他の法令の規定により、債務者がその責任を免れたとき

二 時効期間が満了したとき(債務者が時効を援用しない旨の意思を表示したときを除く。)

三 第十一条の規定により徴収停止をした場合において、当該徴収停止をした日から相当の期間を経過してもなお履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるとき

四 債務者が死亡し、その相続人が限定承認をした場合において、相続財産の価額が強制執行の費用の額及び他の優先する債権の額の合計額を超えないと見込まれるとき

五 債務者が著しい生活困窮状態にあり、かつ、弁済することができると見込みがないと認められるとき  
2 市長は、前項の規定により市長等が非強制徴収債権を放棄したときは、その放棄した日の属する年度の翌年度に、その旨を議会に報告しなければならない。

(委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

理 由

市の債権の管理に関する事務の処理について、市民に分かりやすく必要な事項を定め、市民生活の安心確保に資するため、新たに条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。